

議事日程 (第3号)

令和4年12月16日 午前9時00分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第41号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第42号 甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第4 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第44号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第45号 町道の廃止について
- 日程第7 議案第46号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第8号) について
- 日程第8 議案第47号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第9 議案第48号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第10 議案第49号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第11 議案第50号 久留米市外三市町高等学校組合の解散について
- 日程第12 閉会中の継続調査申出について (総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第41号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第42号 甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第4 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第44号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第45号 町道の廃止について
- 日程第7 議案第46号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第8 議案第47号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第48号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第49号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第50号 久留米市外三市町高等学校組合の解散について
- 日程第12 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
企画係長 ……………	棚町 寿	監査委員 ……………	村山真知子

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は10人です。ただいまから、令和4年第23回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、議事に入ります前に町長から発言の申出がありましたので、許可いたします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。今定例会に提案しております議案第46号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）につきまして、歳出の資料におきまして節の区分誤りがございました。本日追加配付いたしました予算に関する説明書正誤表にてするとともに、心からお詫び申し上げます。

以上でございます。

日程第1. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和4年12月9日、本会議散会后、協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て、協議いたしました。

委員会で協議の結果、議案第50号久留米市外三市町高等学校組合の解散についての1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

次に、令和4年12月14日、委員会を協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行部側から松元総務課長の出席を得て、協議しました。

本議会の提出議案の誤りについて、説明報告がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで諸報告を終わります。

日程第2. 議案第41号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、議案第41号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定

についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第41号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第3. 議案第42号 甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、議案第42号甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。この議案の趣旨についてはよく分かりましたが、脱退に伴う精算等の見通しについては、今のところどうなっておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 久留米市脱退に伴う財産等の処分とか、そういったところの見通しという御質問かと思えます。

そこにつきましては、今現在の幹事会等で協議がなされておまして、本来ならば今回の議案と一緒に御審議いただくところがスムーズな流れとなっておりますが、その財産等の処分のところにつきましては時間を要しておりますので、またの機会での議案の審議をお願いしたいというところになっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ということは、まだ今のところ、その合意に至っていないということでお聞きしていいのではないかと思います。そうしますと、組合側と脱退しようとする市側で金銭の合意に至っていないと、ただ、脱退は認めるとなりますと、今後、その話合いがまとも

らないというか、至らなかった場合の今後のスケジュールといたしますか、いうふうにはどういうふうになって、まとまった場合は、例えば次の議会を出すのか、まとまらなかったら、まとまるまで議論を続けていくのか、あるいは調停なり訴訟なりというところまで持っていくのか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今、脱退に伴う今後の見通しというところでございますけれども、今、協議が進んでおる状態でございます、今後の進め方ということでよかったですでしょうか。進め方、ごめんなさい。すみません。もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 再度よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃ、2回目の質問、協議を行っていて、例えば協議がまとまれば、その次の議会で、こちらに上程されることになるのか、そしてまとまらなかった場合は、ひたすら協議が続いて議案が上程されないことになるのか、それともさらには調停や訴訟といったところまでスケジュールは動いていくのか、その辺の見通しはどうなっていますでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 見通しがどのくらいかという御質問でございましたですね。すみません。見通しにつきましては、今のところまだ立っておりませんで、その訴訟になるとか、そういったところもまだ分からないような状態となっております。

ただ、協議を進めてまいりまして、途中でも御報告したいと思っておりますし、最後には御審議をいただくところになっているかと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 常々こういう一部事務組合等については、その脱退については非常に難しいという答弁が当局側からも行われていたと思います。例えば、介護保険等もありますが、そのような脱退は非常に難しいんだという答弁を行ってきました。

しかし、今回は、脱退はまだできると、金銭の協議がまとまらないまでもと、これは一つ大事なことであるのと同時に、これは大刀洗の我々この住民の利益を守る立場でここに来ておりますので、脱退は認めるけれども、金銭の問題がまとまらなると、それによって大刀洗の住民の利益に損失が出るというようなことがあってはいけませんので、法律上、これが認められるとしても、今後の精算については、大刀洗の財政なり、住民の利益を損なわないように最大限の努力を払っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 御質問にお答えします。

当然住民の方の利益、そういったことに影響が、運営費等の増額等につきましてはそういったところになるかと思いますが、協議を進めていきまして、住民の不利益がならないように協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第42号甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第43号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 大変申し訳ありません。1日目にいろいろと御質問をさせていただいて、副町長が社長してあるということで、今退席されておられます。

議事録はどうなるのとお聞きしましたら、そのまま生きておりますということですから、ダブりの質問をしてもあまり意味ないので、ちょっと新たな視点で何点かちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、この指定管理者の指定については、当然これは条例というのがございまして、その条例にのっとり選定するというふうになっています。

だから、そういう手続きがきちっと適正に行われたかどうかということをやちょっと観点に質問をさせていただきます。

この第2条では、いわゆる指定管理者を申請する方は、公募によるというふうには書かれています。まず、これが原則になっているんだろうと思いますね。

それで、さらにその第5条を見ますと、その公募によらないで選定できるという条項があります。

ちょっと聞いてある人が分からなくなったらいかなから、5条をちょっと読まさせていただきます。

第5条、「町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体に管理させることが当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるときは、公募によらず、本町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体又は本町の他の公の施設の指定管理者の指定を受けている団体」、これについては、いわゆる公募によらずに選定できるというふうに書いてあるわけですね。

よく読んでみますと、この団体に該当する、いわゆる団体が町に存在、ふるさとには存在するから、ふるさとを除いてどのくらいあるのかというのが分かれば教えていただきたいと思うんですが、どこにもなければ、ふるさとに限定されるというふうになりますので、そこはどうお考えですか。

○議長（安丸眞一郎） 指定管理者の指定についての関連ということで、答弁を求めたいと思います。よろしいですか。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

指定管理の指定に当たって公募が原則でございますけれども、条例の5条において、議員御指摘のとおり、「公募によらない指定管理者の候補者の選定」という条項がございます。

この条項に該当する団体が町内にどれくらい存在するかという御質問でございます。

まず、議員のほうから御紹介がありましたように、株式会社たちあらい、これについては葬祭場の指定管理を行わせる目的で、町が100%出資して設立した株式会社でございます、この「本町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人」ということで、当然これに該当するというふうに認識をいたしております。

あと可能性という面で言うと、例えば、やるかどうか、やれるかどうかというのはもちろんあるんですけれども、可能性ということであれば、例えば他の団体等でも、ここの次の「公共的団体」に該当する団体といたしまして、当然社会福祉協議会であるとか、商工会であるとか、商工会がやるかどうかは別ですけれども、そういう町内の団体ございますので、可能性としては、そこが葬祭事業をやるノウハウというか、これからやっていくんだということであれば、可能性はあるのではないかとこのように認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私も社協等かなという感じはしていますけど、実際その葬祭事業やっていないものですから、実質的にはふるさと以外ないんじゃないかなという感覚で、非常にちょっと言葉は悪いですけど、独占的なものになっています。

いわゆる指定管理者を決めようとするときには、当然競争性とかいろいろな、いわゆる入札と一緒にですよ。そういうことを考えて指定管理者は選定すべきだと思いますので、ちょっとその点

から、ちょっと疑問かなという点です。

もう一点は、いわゆる第2条は、「公募する」と書いて、第3条、手持ちに持ってありますかね。第3条、これもちょっと読まさせていただきます。「指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長等に申請しなければならない。」というふうになっています。

ここで私がちょっとお聞きしたいのは、当然施設の事業計画書及び収支計画書、これを出されていると思うんですよね。

まず、出されなければならないですから、出されていると思いますので、出されていることを前提に、次の第4条では、「指定管理者の候補者の選定」ということを書いて、その選定する基準みたいなものが明確に書かれているんですよ。

例えば、「事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。」、第2項は、「事業計画の内容が、公の施設の効用」、「効果」の「効」ですね。「効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。」と、そのほかちょっとありますけど、この2点が非常に大きな要因になっていると思うんですよね。

だから、事業計画書とか、収支計画書、その他いろんな添付書類があると思いますけど、それを誰が、どういうふうの評価をして、ここの選定理由になるかどうか分かりませんが、議案書のその他のところに、非常に経営的にも安定しているとか非常に評価も高いとか、そういうことを書かれている。

それがそういう評価委員会の、評価委員会か何かつくられたのか知りませんが、どこかの部署でそれをきちっとチェックされて、この第4条に適合しとるという判断をされたから議案として上げられたんだと思うんですよね。そこのプロセスをもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

指定管理を条例に定めてあります4条の「候補者の選定」のプロセスについて、どこがどういうふう審査をして候補者を決定しているかという御趣旨の御質問だと思います。

これにつきましては、株式会社たちあらいのほうから、指定管理者指定申請書が提出をされ、それを、この場合は地域振興課のほうを担当になりますけれども、地域振興課のほうで審査をし、町長まで決済を得た上で決定をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとそんなもんかなと驚くのは、たしか地域振興課長は株式会社の取締役であるわけですね。その立場は違って審査してあるんだらうと、そういうふう捉え

たいんですけど、そこの一課だけで、そういうこの指定管理者の候補を決める。

例えば、私は、10年前いなかったけど、次の議案にありますような診療所の指定管理のときは、やっぱり公募をちゃんとして、そして実際はシマダが、1者が最終的に事業計画書とか収支計画書とか、そういうものを出して、じゃその選定委員会というのはちゃんとしてつくってあるんです。

それは、教育長とか副町長とか、あるいは議長とか、あるいは県の関連する機関の方とか、そういう方を入れて、いわゆる公正に選定してあると、その選定結果で、点数までつけてある。

例えば、70点以上であるから大丈夫ですと、自信を持って推薦できますという、いわゆるプロセスをちゃんと踏んであるんですね。

指定管理者は、先ほど言うように、本来は契約なんだけど、一般競争入札とか、指名競争とか、随契とか、そういうのはちゃんといろいろ審査できるから、しなくてもいいですよというふうに法的にはなっています。

ということは、さらに厳しくやっぱりチェックする必要があるって、いわゆる協定を交わす時点においては、そういう透明性とか、公平性とか、競争性とか、そういうのをきちっと評価してやるべきだと私は思うんですね。それが今回はどうもなされていないというふうに私は思いますので、そこら辺をちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

まず、議員御指摘の点、もっともな点あるんですけども、この葬祭場につきましては、議員が冒頭に御指摘いただきましたように、公募によらない指定ということでやらせていただいています。

もともとの葬祭場のほうを町のほうで株式会社をつくって運営するようになった経緯というのが、もともとあの場所が灰保管庫ということで町の施設で、その有効活用をどうするんだということを議会のほうからもいろいろと御指摘をいただいていたところがございます。

それで、その灰保管庫の有効活用を町のほうで検討する中で、町内に葬祭場がないということもございましたので、新しく公の施設として町が運営したらどうかということで、100%出資の株式会社をつくったということがございます。

当然直営で運営する、あるいは社会福祉協議会のほうに委託して運営するというやり方もあったらと思うんですけども、なかなか町のほうにもノウハウがございませんし、勤務体系等、特殊な面もございますので、ここは株式会社方式にしたほうが運営がうまくいくのではないかと、当時の判断があって、そのようにしたんだというふうに認識をいたしております。

それから、今回の指定に当たって選定手続が地域振興課、一課だけで上がってくるのはやっぱ

りおかしいのではないかというふうな御指摘かと思えます。

これにつきましては、地域振興課の審査というのは、どちらかという、町の立場での審査ということになっております。株式会社たちあらいの役員に総務課長も地域振興課長も役員になっておりますけれども、どちらかという、総務課長のほうが株式会社たちあらいのほうの通常の運営面を見ていて、株式会社たちあらいの意見を聞きながら、その意見を上げると、地域振興課のほうは町の立場として、町からその公の施設を貸す側の立場として審査をしているということですので、御理解をいただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 役員しとっても、その町の立場での審査をしたということでございますけれども、これは事業計画とか、収支計画書も出すんですよね。

そしたら、そういう収支計画書をきちっと見て評価できるような、例えば総務の財務係長さんがおられると思いますけど、そういう企業会計にもちょっと精通しているような人とか、そういう人たちはやっぱり入れてすべきではないですかということ、もうこれ以上、答弁要りませんが、私は、そう考えています。非常に公平性じゃない。何か手続にちょっとこう、何というんですか、そういう配慮が欠けたものになってしまっているということをおっしゃるを得ないと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の質問というか、答弁要らないということだったのですが、町の見解だけお伝えをしたいと思います。

確かにこの候補者の選定に当たりましては、議員のほうから御指摘がありましたように、事業計画書、収支計画書等を添付した上で申請をいたしておりますので、それをチェックできる体制がある総務課の財政係等がチェックすべきではないかというふうな御指摘かと思えます。

ただ、地域振興課の企画係のほうも土地開発公社等を持っておりまして、そこは財務会計、企業会計、行政への会計ではない会計を持っております。そこの企画係長等できちんとチェックをした上で、今回候補者として選定しているということでございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとくどくなりますが、もう一問というか、今に関連して、前回、設立から10年になりますから、中で1回指定管理者の選定をしてあると思うんですね。

私、議員じゃなかったから、そのときは分かりませんが、そのときに出された事業計画、あるいは財務諸表、その他いろいろ書類が出されていると、1回目に出されたときとの違い、2回目が出されたとき、いろいろ改善されているのかも分かりません。2回目出されて審査をされたということで、今回3回目になるんですよね。

そしたら、議会でもいろいろ質問があつて、こうすべきじゃないかとか、いろいろ言われている、私が議員になってからも何回か質問が出ました。私自身もやりました。

そのときに町長も答弁されたと思いますけど、今後、運営方針を見直すつもりはないのかという質問ですね。皆さん大体そういうところで質問されて、経営自体も良好だから見直す必要はないという答弁をされていると思うんですよね。

だから、その事業計画を変えていないのかも分かりませんが、私は、そういう市民の方の意見を聞いたり、利用者の意見を聞いて、より住民の福祉の向上につながるような点は、やっぱり改善すべきだと思うんです。

1回目も2回目も同じ、3回目も同じ内容の、数値はもちろん違いますよ。内容であれば、何ら改善を講じられていない、議会のそういう意見も全然取り入れていない。

だから、本当は時間がもっとあれば、全協でもそういう資料を見せていただいて議論すべきだと私は思うんですよね。

だから、気持ちは、やっぱりできるだけ町民の方々のためになることだったら議会も一生懸命応援すると思うんですけど、そういうところが、ちょっと意思疎通ができていないような気がするんですよね。

だから、私が言うような考え方が出てくるのかなと思いますので、それは何か、実はちょっと1点だけ、そういう事業計画等でそういう改善された内容が盛り込まれているのかどうかだけをちょっとお願いします。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。答弁を求めます。柵町企画係長。

○企画係長（柵町 寿） 事業計画書に改善されている点が何か特段あるのかということなんですけれども、現状コロナウイルスの影響で、近年どうしても収入が少し、催事自体がないとか、葬祭自体がないというところが増えてきておりますので、このタイミングで大きく何か前と違ったことをどんとやろうというところは、さすがに今のタイミングではちょっとできないんですけれども、御指摘がありましたように、協定結ばせていただきましたら、ここから先の内容についてはサービスの向上とか、努めていきたいというふうに、こちらのほうからも指導等をしていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと答弁と質問がかみ合っていないと思いますけど、私は、その事業計画書に前回出された分、あるいは一番最初に出された分でもいいんですが、そこからこういう点は改善されてきていますよと、それは議会でもいい意見があったものを踏まえて、あるいは町民の方の要望等も踏まえて、前回の質問のとき、1回目の質問のとき、前回ですか、初日の質問のときに、利用者の方とかからアンケートを取ったら、非常に費用が高いとおっしゃって

いるわけですね。

だったらそういうところを伸ばすようなことを盛り込むべきだとか、そういうことを評価すべきだと、そういうことが全然見えないんですよ。

だから、ちょっと質問していて、今回はあくまでも指定管理者の選定ですから、そこに限って言えば、本当に条例とかに書かれている手順が適正に踏まれたのかということからすれば、私は、非常に疑問だということをお願いしたいと思います。

それと、もう一点、それはいいです。いろいろおっしゃりたいこともおありと思いますから、もう一点は、この前、利用料金を聞きましたから、利用料金について明確な答弁もちょっといただいているけど、それをまたあえて答弁をいただくようなことじゃなくて、前回の質問のときに、傍聴者の方だと思うんですけど、傍聴してあった方から私に連絡が入って、非常に議論として、私たちが知らないようなことを質問されたということで、直接ふるさとに電話してあるんですよ。

大体、私がふるさとで葬儀をしようとするればお幾らなんですかと、料金が明確でなかったからお幾らですかと、そしたらそのときの答えが、よそでしたら、いわゆるふるさと以外でしたら、指定管理者以外でしたら料金高くなりますよと言われましたと、じゃその高くなる料金はお幾らですかと言ったら、いや、うちで実績が全くないと、1件もないと、それは事実ですね。そういう答弁いただいたから、全くないから、私のほうでは分からないので、役場に聞いてくださいと言われましたと、役場に問い合わせしましたということをお願いしたんですね。

役場がすぐに返事されたのかどうかちょっと分かりませんが、条例でこの利用料金というのが決まっていますよね。それを下回る料金を指定管理者が設定して町長が承認するという、そういう体系としてはきちっとしてあるなと思うんですけど、じゃ業者が決めた料金は幾らですかと私はお聞きしましたが、それもお答えいただけていないですよ。

だから、聞いたらお幾らと言われましたと、私が聞き返したら、とても利用料金、条例で決めた利用料金をオーバーしているんですよ。

具体的に数字言ってもいいですよ。総務課に問い合わせして、総務課からそういう電話は、総務課長が、役場に問い合わせして、そういう回答がありましたということですから、私は、その方から、わざわざお幾らですかと聞いたときに四十数万とか、小ホールだったら23万ぐらいなのを2万ぐらいオーバーしたことで、かえってこういう回答がありましたと、これどう思われますかと聞かれたから、それを私に聞かないでくださいと、私は、条例に書いてあることで質問しても答えがないから、指定管理者が幾らでしているのか、それにはどういうものが含まれているのかということとは明確に答えが返ってきていないから、私では分かりません。

非常に何か疑問を抱かれて、むしろ最終的にはしっかりそこは質問をして、納得するまでやっ

てくださいと、逆に励ましの言葉をちょっといただいたものですか、ちょっとここであえて。だから、非常に何か不信を持たれたような気がします。

だから、料金のことを何回聞いても同じことですから言いませんけど、そういう声に対して何か所信でもあれば、ちょっとこっちが言い放しでは失礼ですから、何かあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今、利用者というか、町民の方からのお声は真摯に受け止めさせていただきたいと思っております。

その上で、ちょっと直接受けていないので分かんないんですけど、質問の内容というのは、その方が葬祭場、ふるさとを使って葬祭をした場合にどれくらいの、例えば葬祭場はどのくらいトータルでかかるんだというふうな御質問があったときに、条例で定める利用料金を超えた金額を提示されたけれども、それはどういうことなんだという御趣旨というふうに理解してよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 確認ですけど、よろしいですか。野瀬議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 多分その方は、条例で決まっている料金は御存じないと思います。

（「ああ、分かりました」と呼ぶ者あり）はい。

だから、その点は、私に何か言われたことじゃございません。（「分かりました」と呼ぶ者あり）幾らになっているということと言われたと、私が条例を見て、条例をオーバーしとるじゃないかということだけをただ言っているだけです。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。すみません。失礼いたしました。

まず、議員の条例上の根拠についてお伝えしますが、条例の別表第1のほうにも記載しておりますけれども、ここでうたっている利用料金というのは、あくまでもそのふるさとを施設として借りる施設の利用料なりが主なものでございまして、利用料金には生花であるとか、お供え物とか、霊柩車であるとか、お棺であるとか、会葬の御礼の品とか、そういうものは利用料金の中には含まれておりません。

なので、そこをセットで御提示した場合に、どうしても議員が御指摘のように、条例で定める利用料金よりも高い利用料金になっているように感じられるんだと思いますけれども、ここは利用料金とそれ以外の、何というんですか、いろんなサービスをセット料金としておりますので、すごく分かりづらい立てつけになっているんじゃないかなと思っております。

また、高いという御指摘は、それこそほかの、例えばJAさんがやっているようなところと、

あまり安くして民業圧迫になってもいけませんので、そこの均衡を考慮して料金体系にしているところでございますが、高いという御指摘は踏まえて、これは株式会社たちあらいのほうで検討をしてもらうように私のほうからもお願いをしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私は、利用料金を変えれとか、民業を圧迫するようなやり方というのは、もっといけないと思うんですよね。

だから、利用件数が少ないとか、私は、決して言っていないんですよ。いわゆる住民の福祉の向上につながる点だったら、それは1件でもいいし、10件でもいいし、それがちゃんと町が経営する事業だと、自信持っておっしゃれば、ああ、そうですよねということです。

だから、ただ、町民の方が利用するのに、この料金になっていますと言ったら、当然ほかの業者の料金も聞かれると思うんですよ。そしたら、もっと丁寧に説明すると思うんですね。

今まさに全体の葬儀料として答えられたんだろうという、それは、だけど、例えば役場に問い合わせたという答えが返ってきたと、役場は、そういうことは分からないはずなんですよ。

だから、私は、その方がおっしゃっているのは、あくまでも条例で決められた利用料金をここで議論されたから、根拠が聞かれなかったから、実際自分の耳で確かめようと思って電話しましたということをおっしゃっている。

それと、もう一つ、利用時間は24時間だと言われましたと、そしたら通夜と葬儀をしたら24時間の時間内には収まらない。これ条例に「24時間」と書いてあるんですよ。ということは、ここに書いてある料金は24時間の料金ですよ、きっと。

だから、通夜と葬儀をすれば24時間を超えるから、二日にわたるから、この倍になるんですよ。そういう面も含めて、ええって、こうおっしゃったんだと思うんですが、この24時間というのはどういうふうに解釈すればいいんですか、条例の中に書いてあるでしょう。

無休だということ、時間は24時間と、条件があります、24時間以内に終わってくださいと、受け付けしてからということと言われてびっくりしてあったから、そういう対応をしてある会社、それを選定、いろいろ審査をして選定に上げてあるというのは、ちょっと私も説明し切らなかったから、ああ、そうですかちょっと終わっていますので、そこに何かあれば、また答弁ができればお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

利用時間が24時間というふうに、これは条例の第8条で規定をしておりますけれども、その解釈についての御質問でございます。

まず、この利用時間というのは、葬祭場でございますので、お通夜等があって、一晩中、御遺

体と一緒に過ごすこともございますので、通常、例えばドリームセンターとかであれば8時半から、例えば、ちょっと正確じゃないかもしれませんが、21時まで、22時までですよという利用時間がございます。

この葬祭場の場合は、利用できる時間はゼロ時から24時までの24時間ですという意味で、条例のほうで規定をさせていただいております。

その上で、町内の方が、例えばその他の葬儀社なりが借りたときに、どのくらいかかるんだというふうな問合せがあったのかもしれないんですけども、その際にちょっと株式会社たちあらいのほうがそのような回答をしているのであれば条例の、解釈が誤りでございますので、そこは株式会社たちあらいのほうにきちんと指導、指摘をしてまいりたいと思っております。

基本的に24時間超えるから2倍取るとかいうことではなくて、一昼夜でお通夜をされて、葬儀をされてのこの利用料金ということを設定しておりますので、その一昼夜が24時間でないといけないうことで利用料金なり、この条例をつくっているわけではないということ御理解いただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとくどいようですが、例えば朝8時に亡くなって、すぐ葬儀屋さんが、例えば施設を申し込むとしたら、24時間以内に空けてくださいということをおっしゃったんですよということで、だって通夜をすれば、その日に通夜をして、翌日がお葬儀ですよ。そして、火葬にかけるまで24時間置かないといかんとですよ。必ず超えます。

だから、その通夜のときに1回使用するか、それは何時間でもいいんですけど、だからお葬式まですれば、必ず24時間超えますから、そのときには、ここに書いてある料金は2回分、いわゆる倍になるんじゃないですかということをお願いするんですよ。

だから、今の町長の答弁は、一昼夜で通夜も葬儀もと、それはちょっと不可能ですから、必ず24時間以上は、私はかかると思うから、だからこの料金は、例えば、町長はよく御存じだと思いますけど、同じような施設といいますか、大刀洗は河北苑も出資しているんですよ。

だから、考えたら葬儀場は2つもあるということですよ。その運用の仕方は違いますが、あそこも指定管理者が入って、あそこの話を聞いてみますと、どういうことをしているのこう聞いたら、とにかく葬儀をするときに仏壇も何もありませんよと、だから葬儀屋さんがばあっと持ってきて、すぐ飾りつけをして、通夜をして、翌日葬儀をして、終わったらすぐ片づけていただく、元どおりにしていただく、いわゆる貸会館みたいな感じですよ。

じゃ、受付はどうしていると聞いたら、それは小郡市、大刀洗町に電話すれば、窓口で、その日は空いていますということで言われるから、すぐ申込みに行きますということをおっしゃったんですよ。

ああ、これ非常に合理的だなと、誰でも葬儀ができる。割と近いところで、火葬場がすぐ近くにありますが、そういう、先ほど大刀洗に葬儀場がないとおっしゃっているけど、片一方では、出資している葬儀会場はあるんですよ。

だから、ちょっとそういう面でも何か矛盾かなと、私自身はちょっと思ったんですけど、だからそういうのを踏まえて、やっぱりきちっと見直しなり評価をしとくべきだったと、今まで10年もあったわけですよ。それがなされてないから、私は非常に、何か問題だなという意識を持っております。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 東です。今、野瀬議員のほうから、いろいろ質疑、また回答等がございましたけど、私のほうからは、議案第43号の中で、指定管理者となる団体の中で、代表者、代表取締役社長大浦克司氏という形になっております。大浦克司氏は、行政の副町長も兼務されているわけですね。そういった中と、先ほど町長の答弁の中にもございましたけど、役員の中に総務課長なり地域振興課長、それと総務課の係長ですね、それと監査役として会計課長等がなられておられるんですけど、この役員については、取締役社長のほうが任命というのですか、そういった形をとられているかどうかは私、疑問ですけど、ちょっと私が聞きたいのは、行政職員が兼務していることに対して、副町長の場合は代表取締役、それで、この前もちょっと答弁されて、今回は退場されてありますけど、答弁されてある中で、行政の立場で答弁されてあるのか、代表取締役としての答弁をされているのか、ちょっと私自身、疑義が生じたわけなんです。

それで私が申し上げたいのは、行政職員が株式会社との兼務、これについては町長はいかようにお考えかお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

行政の職員が他団体の役職を兼ねるとするのは、例えば、土地開発公社についても同様でございますし、社会福祉協議会等でも理事会、あるいは評議委員会等の役に就いているのではないかと考えております。すいません、今ちょっと手元に条文持っていないんで、あれですけども、地方自治法か地方公務員法かによりますけれども、一般の公務員は、基本的には営利企業の役員にはなれないんですね。ただ、それは任命権者が許可を出せばなれますよというふうな条文になっておりますので、町長が許可を出して就任を頂いているという理解でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁で理解はしましたけど、やはり2つの兼務という形になってくると、職務に専念する義務関係にもっていくと、両方とも職務に専念せなんという立場上なるかと思うんですよ。町長の答弁では、町長が任命すればというふうな、任命ちゅうか許可

すればという形なんですけど、やはりそのところは、課長級関係が取締役になるということについては、行政のほうで緊急な用件が出てきた場合、役員会とかそういった場合には、すぐ対応されると思いますが、そういったことを考えると、今後、その取締役の任命権者が取締役かどうか私は分かりませんが、今後そういったところについては、幾分かの配慮関係が必要ではないかというふうには私は思いますが、町長のお考えを先ほどお聞きしましたが、再度お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

これ、株式会社に限らず、出資団体に限らず、いろんな関連団体の役職員、あるいは、いろんな、兼ねるといのが、これは多くの団体で行われていることでございますし、いろんな充て職でなっている面もございますけれども、それは本来業務に必要な範囲内で、それぞれやっただけというふうには認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 平山です。これらが10年前に設立されたときに、建設費等を含めた費用が、およそ2億1,000万円程度だったと思っております。2億1,000万等の財政を投入して運用を始めたわけですが、当時の町長の議会の答弁の中で、非常に高い収益が見込めるという答弁があったと記憶しております。しかし、実際にはコロナ前から目標とする収支等には届いておりません。

また、当時の町長は、自主財源の確保とまで言いましたが、現在の町長は、今後もこの立場で高い収益を目指して運営していただくという政治方針ということでよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

この葬祭場の「ふるさと」の運営方針というか捉え方だと思います。前町長が設立する時点で、いろんな思いがあったんだろうというふうには認識いたしておりますけれども、その時点、私はおきませんので、私がこの立場で申し上げるのは、これは住民の皆様が葬祭等に利用いただく福祉的な施設だという、公の施設だという認識でございますので、そこで必ずしも収益を上げて、利益を上げて町に還元する施設とは思ってはございません。

また、現在は、利益を上げるという言い方はあれですけれども、ふるさと納税等もございまして、そちらに注力をするほうが、町の財政面からいうとメリットがあるというふうには認識をいたしております。

ですので、この「ふるさと」については、そういう財政的な貢献というよりは、町民の方が利用しやすいような施設にする、野瀬議員のほうからも、これまで御指摘があったとおりなんです

けれども、そういう方向で、今後も町民の皆様に愛していただけるような公の施設になっていくことを願っているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治君。

○議員（7番 平山 賢治） そうなりますと、もともとの設立の理由なり目的というものは大きくやはり方針が変更になってくると思います。当初の設立時の提案理由や質疑においても、福祉であるとか、いや、高い収益が見込めるんだと、これで自主財源を確保するんだと、もう説明が二転三転しておりますし、当時の町長も、本来どっちの立場で話したのかと本当に混乱した議会の中で、これ一旦否決されて、3か月後に可決されたということがありました。

また、5年前に至っては、指定管理忘れというような、極めて、前町長の報酬カットというような、もう非常に緊張感のない、杜撰な運営と言ってしかるべき分野であろうと思います。

町長が今おっしゃった方針は、非常に重大であろうと思いますので、私としてもですが、やはり議会のほうから、その方針についてはよくお聞きしなくてはいけないと思うんだけど、町長のほうからも、以前の町長はこのような目的で言っておったけれども、こういうふうを考えるんだということは、やはり議会に対しても十分な説明をいただきたい。そうでなければそうでないので、いろんな議員からも指摘の声が出ておりますし、そうであるならば、その運用もどうであるのかというのは、新しい町長の政治方針の下で我々も考えていくべきでありますから、そこら辺の、先ほど議員もおっしゃいましたが、やっぱり意思疎通というか、齟齬が生じていると言われました。あると思います。

今後、そうですね、ここではもう聞くのはやめますが、そういうふう大きく方針転換するのであれば、今回また、この同社に委託する、指定管理させるのが妥当かどうかということも含めて、やはり議論していかなくていけない問題だと思いますので、今後とも質疑等をやらせていただきたいと思っております。質問は以上でございます。答弁は要りません。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 非常に、いろんな意見が出ております。それで当時、私は、これは建てたときに議員としておりましたので、一言言わせていただきたいと思っております。

これは、非常に、町長が申しましたように、今、葬斎場は、もう小郡にしかないわけですよ。あそこは、ほとんどもう詰まっておるというような状況で、大刀洗町本郷にないわけですね。それでやむを得ずあそこに造ったというようなことで、私たちもいろんな、よその町村を見てきたわけです。その中で、やはりうちは、町民についても、やはり非常に検討して、町がつくって社会福祉協議会に委託したというようなことです。それで、今いろんな議論が出ましたけれども、野瀬議員の言うことは、これはもう当然のことです。やはり条例を守って、正式にやはり実行していただきたいと。やはりそういうような利用料金ですね、これについても、誰が答えてもいい

ようなことを明確に、言うなら葬祭場とあなたたちが年に何回か、やはり協議しながらしていただきたいと思います。

それで、これ2億1,000万というのは莫大な金ですけれども、現在、9年で4,200万積み立てとるですね。コロナでここに、数年前からゼロですけれども、やはり月に考えると、300万すれば、1年間3,000万になるわけですね。それはもう、私は計算が下手かもしれんばってん、三七、二十一、7年で2億1,000万になる。これは単純です。しかし、これから先は、このような利用状況になるかどうか分かりませんが、やはり住民に、ここを利用してくださいよというようなPR等もしながら、明確な使用料金で指導していただきたいと思います。これは回答要りません。

そういうことで、全然、私たちは、私の知っている住民については、非常に駐車場も広くて利用しやすいというような意見がたくさんありますので、付け加えて意見を述べさせていただきます。

以上です。回答は要りません。

○議長（安丸眞一郎） 議案に対する質疑でございますから、議員各位、よろしく願いしておきます。

ほか、質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚でございます。私は、大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について、反対の立場から、不承認の立場から討論させていただきます。

先ほどから、ほかの議員からも指摘がされておりましたように、管理者は一般公募を行うべきだと考えております。一般公募を行うようになっていないということであれば、制度の変更を考えるべきであると思います。

2点目に、50%の利益率だと言われましたが、賃貸料がないのでは当然のことだと考えます。曖昧な寄附ではなく、広さや駐車場などの設備に相応の賃料を設定するべきだと考えます。

3点目に、副町長はじめ職員が役員に名を連れておられますが、無報酬と聞いております。ほかの議員からも指摘がありましたが、通常業務以外に仕事をしているということになり、負担が大きいと考えるものです。

4点目に、ほかの葬儀社も使用できるように、こちら制度変更するべきだと思います。ほかの葬儀社は入れないと断られたという実例を知っております。住民福祉のためと言われましたが、住民の葬儀を地元でできなかったという実態がありまして矛盾していると考えます。ほかの

業者が使用できるようにすれば、使用料が収入になり利益が上がるのにと理解に苦しんでおります。

平均で50件の葬儀が施行されているということでしたが、そうすると、通夜と合わせても年間200日ほど使用されていない日があるということになります。ほかの業者も使用できるようにすれば、施設の活用にもなります。

以上のような理由から、本案を不承認するべきものと考えます。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私も、本案に反対の立場から討論を行います。

本葬祭場は、10年前、平成24年に廃保管庫を活用するとして、前町長の提案の下で実施された事業であります。もともと収益事業であるとか、自主財源の確保であるとか、福祉であるとか、しかし安くはしないと、説明が二転三転した事業であります。2億1,000万円の建設費用についても、宝くじの分配金や共済の基金を使うから税金ではないとか詭弁を弄し、さらには、葬祭場事業は儲かるので短期間でペイできるなど過大な収支見積りを示し、強弁を繰り返した挙句、議会での一旦否決を経て、反対も多い中、開始された事業と認識しております。

さらには、指定管理させる株式会社は、町が出資し、町長を社長とし、取締役から監査に至るまで町幹部で占められており、公平性や透明性にも著しく欠けるものと言わざるを得ません。今定例会においても指定管理させようとする相手方の代表取締役が町側の答弁に立つなど、当局の緊張感のなさの問題意識の欠如は著しいものがあります。

5年前には、指定管理の期間が切れているにもかかわらず、指定管理を忘れ、町長給与減額などの不祥事がありました。また、運営方法についても、他議員からも指摘のあったとおり、法令にのっとった運営ができていないかについて、公平性、透明性に疑問を呈さざるを得ません。

仮に、運営の仕様書が特定の株式会社にししか指定管理できないようであれば、まずその抜本から見直すとともに、町として今後の運営計画や収益見込みを再検討した上で、改めて適切な運営方式や指定管理の可否、事業者の選定を行うべきだと考えます。

また、先ほど町長からも重要な答弁がありました。収益をしゃにむに追求しないというのであれば、従前の町側の答弁からは重大な方針変更であります。この立場に立つとしても、改めて適切な運営方式や目標について設定し直すべきであります。

この議案は、5年に1度しか上程されないため、今回可決してしまうと、あと5年、基本的な見直しもできなくなります。今回は一旦否決し、条例の改正も含め、町による再検討を議会として促すべきだと思います。

最後になりますが、考えてみますと当時の10年前の議論を現場で知っている議員は、よく考

えたら、私とあと2名で、3名しかおりませんでした。自由討議等の中で、もっとこの経緯について、議員の皆さんに詳細に、やはり説明すべきであったということで反省を述べたいと思います。今回、私は、住民の利益を守るという立場から、そして町に対しても適切な運営方式に見直していただき、双方にとって適切な運営方式とは何か、収益とは何かということを考え直す機会にさせていただきたいと切に思います。

よって、本案は、一旦、今議会においては否決すべきだと考えますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、今2名の方から、これはもう反対意見というようなことと思います。私は、賛成意見として述べたいと思います。

今、2人の意見については、大分分かりますけれども、やはりそのとき、当時、やはりこれは一生懸命議論してから、この建設につながったわけです。そういう中で、やはり住民の福祉ということが大事でございました。そして、今後、やはり葬祭場を運営するためには、町長、副町長、それと担当職員が、これは無報酬でやると。これを別の人に委託したら、やはり幾らか報酬をやらなくてはならないと。

それと同時に、今の駐車場も有料化したらどうでしょうかと、有料化しますよというような意見については、もう丸っきり反対です。やはり100台から何十台か来るわけですが、それもやっぱり有料でお金を取るというような言い方に聞こえましたけれども、やはりこれは若干のプラスマイナスはあるかと思えますけれども、今、野瀬議員のいろんな質問の中で、当局は、やはり一生懸命、今後、条例に基づいて、いろんなことをしますよというような回答があったと思います。

私たち議員としては、私としては、これを尊重して、やはり条例に基づいて、いろんなことは公募していただく、そして住民にいろんな意見があった場合については丁寧に答えて、価格の問題なり、そこ辺については十分論議をしながら意思統一をすると、分かりやすくするというようなことが大事だと思います。ぜひ、これは今まで以上に続けていただいて、住民の意見を聞きながら、させていただきたいというふうに思います。

ということで、皆様方の議員の御賛同をお願いして、簡単ですけども賛成意見として述べさせていただきます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第43号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立5名]

○議長（安丸眞一郎） 起立5名です。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時、休憩をしたいと思います。議場の時計で10時20分から再開したいと思います。

休憩 午前10時08分

.....

再開 午前10時20分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第5. 議案第44号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第44号大刀洗診療所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚でございます。関連資料の中に「利用者からの評価も高く」とございますが、これはどういう根拠に基づくのか。例えばアンケートを取られて、そのパーセンテージが出ているとか、そういう内容について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 隠塚議員の質問にお答えいたします。

この評価の件につきましては、毎年事業者のほうから事業評価書のほうを提出していただいて自己評価をしていただいております。それとは別に利用者のアンケートを実施していただいております。その中でアンケート調査の結果、全体的な満足度というところが項目がございまして、その満足度が毎年90%を超えている状況でございますので、その部分について記載をしたものでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） この評価というのは、大刀洗診療所を利用してある方の評価やないんですか、全体の評価やないんでしょう。

それと、患者が増えてきたというのは名取病院、それから白石病院と、この2つの病院がもう事業やめまして、その患者が大刀洗病院のほうに何ほかでも流れて患者数が増えたということではないんでしょうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 松熊議員の御質問にお答えいたします。

まず評価につきましては、事業者、指定管理者のほうが自己評価をしている部分と、もう一つ先ほど申しました患者の方が診療所に行かれて満足したか、どのように診療体制とか受け答え等についてアンケートを取ったものでございます。アンケートの部分にましても、先ほど申しましたように「大変満足」、「満足」というところで90%を超える高い評価を得ているというところで、当初はいろんな町に対して相談とか診療所に対する苦情等もございましたが、現在は全くそのような苦情等を受けていない状況でございます。

次に、診療件数の増加でございます。確かに白石医院、名取医院等は、ちょっといつ頃閉院されたかどうかは確認をしておりますが、23年度約6,600件ほどの診療件数がございました。

それから指定管理者制度を取り入れた25年、26年につきましては、診療件数を25年度は6,100件、26年度が6,500件数と、これまでの直営で実施していた部分よりも診療件数が減った部分でございます。それから増加をしております、現在では8,700を超える診療件数がございます。その2院が閉院した部分で増加したかどうかについては確認を取れていない状況でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） その満足度からいきますと、あくまでも大刀洗診療所を利用してある患者の方の評価とは思いますが、全体的な大刀洗の住民の意見を聞いたわけでもないし、評価をされておるわけではないから、そこしか使っていない患者は皆さんよく評価すると思うんですよ。だから、それをうのみにしとってやっちはいけないんじゃないかなというふうに私は思います。返答はもう結構です。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 指定管理者が行う業務というところの（1）番目ですか、ここに診療等に関する業務ということをやっておりますが、実は私も診療所を利用する者の一人でございます。

せんだって、コロナのワクチンの接種に行ったんですが、ちょっとこんなことがあってもいいのかなということなんですけれども。玄関の入り口のところから横にテレビがあって、待合室がございまして。そのテレビの下に、自分は、その院長ちゅうんですか「責任者としてコロナワクチンは勧めません」ということが、もう大きな字でテレビの下に書いてあったわけですね。せっかくコロナのワクチンを打ちに来とるのに勧めませんと、そこで書いてあるならどうということだ

ろうかと。国はどんどん打ってくれというのに、そこはそういうことを書いてありましたんで、当時の課長さんのほうには少しお耳に情報としては入れておりましたが、これに関してどうしてお考えかということをお聞きしたいのと、その後の対応をどうされたのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 答弁いたします。

このコロナワクチンにつきましては、新しく使われるワクチンを使用しております。今回の部分については任意接種でございますので、患者さんは打つか打たないか御自身で決めていただくこととなります。この打つに当たりましては、しっかりとメリットとデメリットを説明する責任が私はあると思っております。

今回、診療所の先生におきましては、その部分のデメリットの部分もしっかりと説明されており、十分医師としての説明責任を私は果たしているんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございます。確かに先生としてはイエスカノーかとか、そういう表現をされる方もおられるのかなと思っておりますが、それは診察が打つ前にあるわけですね、そこでお話をさせていただければいいことじゃないか。わざわざテレビの誰でもが見えるところに大きな字で「勧めません」なんて書く必要があるのかどうかということなんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

今回のワクチン接種につきましては、全住民を住所地で接種することになっております。今回多くの方が接種を行っておりますが、その接種の時間につきましては、少ない時間、診療時間もございますので、ワクチン接種の時間、少ない時間の中で多くの方に打っていただく必要がございますので、なかなかそういう説明をする時間も取れなくなっております。ですので、待ち時間の間に接種についてワクチンについての説明を貼っていただいていたというところがございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 何と、ちょっと私の質問の趣旨が伝わっていないような部分もあるかと思うんですけども、その後、私ワクチンを打ちに行ったときは、もうそういう表示はなかったんですね。やはり何らかの御意見が私以外にそういうふうに思われている方もおられたのかなと思うんですけど、その辺の情報としては執行部のほうに伝わったかどうか。だから対応もされた、

ないしは意見も言われたとか、そういうことはなかったんですか。そこだけお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） そういった御意見もございまして、指定管理者、嶋田病院診療所長の中でそういうお話をされまして、現時点では貼っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 申し訳ありません。ふるさとのときもちょっと触れましたけど、指定管理に関する手続に関する条例というのがちゃんとありますよね。これは公募をするというのが、前もちょっと言いましたけど第2条で公募するというふうになっています。ふるさとの場合は5条があって公募しなくてもいいということで考えますけれども、公募されたんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

今回につきましては、公募によらない指定を取らせていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 公募によらないものを指定したということは、条文で言ったらどこに該当するんですか。公募によらなくてできるものは列記してありますよね。例えば公募して1者も応募がないとか、そういうのがあって、それはもうはっきり分かるんですけど。

公募しなくて、私たちは議員として、そういう手続がきちっと踏まれているかどうかというのをチェックするしかないんですよ。内容はいろんな議員の方々が御質問でされて、評価はそれぞれ分かれるところかも分かりませんが、少なくともこういう議案に対して私はそういう手続法とか、そういうものがきちっと踏まれているあるいは出された事業計画書が、先ほども言いましたように要求するものに達している、そういう評価をする、だから10年間という長い間をやります。

これ1回目のときはちゃんと公募されて、1者しか残ってなくて、その1者について事業計画の内容とかきちっと審査してございますよ。実績残ってます、お持ちだと思っんですけど。

まず入り口の公募されなかった理由だけがよく分からないし、これがほかの地域医療を頑張りたいという人がおられて、何で公募しなかったの、ちゃんと書いてあるじゃないかと言われたときに、ちょっとお答えしようがないもんですから。

決して私、この内容に反対しているわけじゃなくて、そういう手続をやっぱりきちっと踏む、それを忘れてたとか怠ったならば、怠ったなりの対処をこうしますとか何かそういう答弁が

欲しいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

議員御指摘のとおり今回の大刀洗診療所の指定管理の指名については、公募による指定が前提であることは認識しております。今回の条例の第5条にございます「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体に管理させることが当該公の施設の適切な管理に資すると認めるときは」という部分と、本町の他の項の「施設の指定管理者の指定を受ける団体を指定管理者の候補として選定することができる」という部分によりまして、今回公募していないという部分でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） これを素直に読んで、先ほども言ったように、どういう団体があるんですかねとお聞きしまして、医療法人ですから別に出資してるわけでも何でもない。今前段をお読みになって、かつ、そういう出資をしているとか、それにものを云々と書いてあるわけですから、それちょっと拡大解釈じゃないかなと。

これを適用し応募しなかったということで、あと何かそういう医療を志してある方々がなぜだと言われたら、それが明確にちょっとお答えできるようにしといていただきたいと思うんですね。でないと、私たちは何を審査したんだというふうに言われますので、それはきちっとやっぱり指摘しておきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第44号大刀洗診療所の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立7名]

○議長（安丸眞一郎） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号 町道の廃止について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第45号町道の廃止についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。町道の廃止関係で議案が提示されてありますが、一点、本郷駅前線、これは西鉄の甘木線の本郷から国道322という形になっておりますが、これを廃止した場合、従来は町道だったと思うんですよね。それで都市計画道路での廃止ということは分かるんですけど、その後の措置はどんなふうを考えてあるんですかね。

一つ提案、私が思っているのは、都市計画道路目通しに伴う町道路線の整理のためということなんですけど、一旦これ都市計画道路を廃止したら今での町道、従来の町道はもうなくなったような状態になっているのか、そこちょっと確認します。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 東議員の質問にお答えいたします。

今回予定しております本郷駅前線の都市計画道路廃止に伴う町道認定の廃止について、本郷駅から中尾大刀洗線までの間を新規に町道認定しないと道路法上の道路としての位置づけはどうかということの質問だと思います。

この区間におきましては、町道川原本郷線で中尾大刀洗線との交差する地点から栄田の川原地区までの間が町道認定されており、平成13年に都市計画道路を認定するときに、この川原本郷線に一部重複したような形で町道認定をしたものでございます。

今回都市計画道路の廃止に伴う町道の認定の廃止をしたことで、今まで管理している川原本郷線のみが町道として残った形で管理を進めさせていただくということになります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） ちょっとこれお尋ねですけれども、町道のこれは都市計画道路の見直しで、合計延長が3,660メートルになるかと思っておりますけれども、これについて町道認定して、地方交付税ですかね、地方交付税についてはこれが廃止した場合は、結局減額になるのか、そこ辺もちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 黒木議員の質問にお答えいたします。

地方交付税に関するということで、今回都市計画道路を廃止したということで減額になるかどうか、そういう質問ということでよろしいですかね。ということでございます。

都市計画道路を先ほど言いました町道の上にも重複させておりますし、あと県道のほうにも、その当時県のほうからの県道に都市計画道路する際には町道認定をするようにということで、平成13年に町道認定をするような手続をさせていただいたんですけれども、交付税の基本としましては道路台帳に記載された数値によるものであるということになっておるものと、その年の

4月1日以前に路線の認定の工事、道路の区域の決定の工事及び供用開始の工事がなされている道路であっても、現在において道路台帳に記載されていなければ数値に算入をし得ないものであることということでございます。

今回町道認定をかけておりますけど、道路台帳のほうに上げておりません。供用開始もしておりませんので、ですので交付税の認定に関しては全然算定の基準に入っていない状態であったということでございますので、今回町道認定を廃止することに関して問題はないという形で判断しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第45号町道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第46号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第46号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 総務課の松元です。よろしくお願いいたします。

議案第46号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について、歳出の資料で節の区分誤りがありましたことをおわび申し上げます。

また、配付いたしております予算に関する説明書正誤表のほうにて御説明をさせていただきます。

3の歳出でございます。18ページの正誤表となっております。

5款1項10目18節負担金、補助及び交付金のところで、暗渠排水の補助金という形で上げておりましたが、これが誤りです。正しくは14節工事請負費、暗渠排水工事費という形になります。

歳入歳出補正による款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額の第1表、歳入歳出予算補正については変更等はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（安丸眞一郎） ただいま正誤表の説明がございました。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第46号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第47号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第47号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第47号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 4 8 号 令和 4 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第 9、議案第 4 8 号令和 4 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 8 号令和 4 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 9 名中起立 9 名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0. 議案第 4 9 号 令和 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第 1 0、議案第 4 9 号令和 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 9 号令和 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 9 名中起立 9 名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第50号 久留米市外三市町高等学校組合の解散について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第50号久留米市外三市町高等学校組合の解散についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 子ども課の平田でございます。よろしくお願いいたします。

では、議案第50号久留米市外三市町高等学校組合の解散について。

地方自治法第288条の規定により、令和8年3月31日をもって久留米市外三市町高等学校組合を解散する。

令和4年12月16日、中山哲志。

提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、久留米市外三市町高等学校組合が共同処理する三井中央高等学校を閉校するため、久留米市外三市町高等学校組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、説明をさせていただきます。

まず、先ほど申しました地方自治法第288条でございますけれども、これにつきましては一部事務組合を解散しようとするときは、総務大臣または都道府県知事に提出をしなければならないとなっております。

また、地方自治法の290条につきましては、関係自治体の議会の議決を経なければならないというふうになっているものでございます。

では、これまでの経過について簡単に説明させていただきます。先般の野瀬議員からの一般質問との答弁と重複するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、閉校に当たりまして、その原因となったものについてですけれども、まず定員割れが平成13年から現在までの22年間で21年間生じまして、平成20年から連続して定員割れが行っているという状況でございます。

また、少子化に伴いまして、圏域の子供の人数につきましては、今後減少し続けていくというふうに想定されております。

また、正規組合員の割合が県立や市立高校を大きく下回って長期的な人材育成上の課題があるということでございます。

また、校舎棟が昭和45年以前の旧耐震基準で建設されておる校舎がもうほとんどでございまして、老朽化が大変激しい状況でございます。

また、平成30年より財政調整基金を毎年約3,000万取り崩しておりまして、基金が令和6年には枯渇するおそれがございます。

それによりまして、久留米市高校のあり方検討委員会というものが令和3年11月から4回開催されておりまして、令和4年6月17日に答申が出されている状況でございます。

このあり方検討委員会につきましては、学識経験者4名、三井中央高校、南筑高校、久留米商業それぞれの同窓会長やPTA会長の計6名、合計で10名で組織されているもので協議がなされていっている状況でございます。

そして8月17日に組合の教育委員会で報告がなされまして、8月18日には三井中央高校の教職員、役員に対しましての説明が行われている状況でございます。8月21日には同窓会役員への説明、そして8月21日の久留米市議会の教育民生常任委員会のほうで報告されまして、同日のテレビや翌日の新聞等で報道されている状況でございます。

また、令和3年からおきましては、首長会議、正副組合長によります会議や組合議会などで、この件につきましては協議がなされている状況でございます。

また、令和4年8月から10月にかけては、生徒や保護者同窓会役員、地域や卒業生への説明会を開催していっているものでございます。

そして今後でございますけれども、検討委員会を久留米商業や南筑高校の中でも検討委員会を設置されまして、三井中央高校の教育内容の特色をそれぞれの高校において継承、発展させる基本方針を策定しまして、今後両校で、2つの高校で検討が進められていきます。

また、在校する生徒が卒業まで充実した学校生活を送ることができるよう生徒の意向を尊重してまいります。

また、卒業後に必要な事務手続や相談等につきましては、卒業生に不都合が生じないように体制を確保してまいります。

PTAや同窓会活動の在り方につきましては、その意向を尊重しながら適切に対応を図っていくものでございます。

御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今、子ども課長が一応経過等を説明していただきましたけれども、ちょっと私は、この問題を検討委員会が、結局この構成メンバーが各代表かどうか、学識経験者と久留米大学の理事長というようなことで4名ですけれども、これについて私としては、この下もほとんど各地域の教育長なり、それが入っておらないと。学校を本当に生徒の考え方を分かっているようなあるいは本当に検討委員会に入っておるのかというようなことを私は、ちょっと疑問に思うわけです。

なぜかと言うと、現状にいろんなこの中で、本校の教育内容の特色を生かした云々と書いてあるですよ、久商やら。これについて発展していくためには有識者による云々と書いてありますけ

れども、本当に検討されたのかということですね。これをするならやはり南筑と久留米商業についても、やはり継承するならば1学級ぐらいお互いに増やして継承しますよと、しかしそういうことは具体的に全然検討されていないというふうに思うわけですね。そこへの回答が全然なっていないというふうに思います。

それとやはり、もうこの8年の3月31日をもって閉校しますというふうなことを、もう早く伝えとるですたいね。これについてはやはりもう今年の受験生は、大刀洗中学校は条例ですよ。それはもう閉校するところに行けちゃうことが無理ですもんね。これについてはやはり、ちょっと閉校するに当たりは、継承するならばやはり南筑と久留米商業でも1クラスずつくらい増やしますよというふうな何かのあれがない。そして今のクラブ活動のどういうふうな特徴があるのかちゅうことをどこに継承するのかと、その継承する内容が分かれば説明していただきたいと思う。

どうもそこ辺が教育長、ほとんどの何にも論議されておらないと。我々にぼんと、これを見つけて今日判断しなさいというのはちょっと私は無理だと思います。考えじゃ、あと少しの期間を置いて、この議案についてはやはり賛否を取るとというのが妥当だというには私は考えますが、急なことでするので、もう今日賛否を取れということですが、いかななものだろうかとちょっと考えておるところです。

以上です。回答をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 三井中央高等学校のクラスというかそういうものを南筑高校や久留米商業等のほうに設置するべきではなかるかという、まず、その分について答弁させていただけますけれども、その件につきましては、今後ですけれども久留米商業高校、南筑高校の校内ですけれども、それぞれの検討委員会が設けられるようになっております。その中で継承できるものにつきましては考えて、協議されていくようになっておりますので、今の段階ではそういうものが設置されるかどうかについてはちょっと私のほうから答弁できませんけれども、今後そういう部分については協議がなされていくようになっております。

また、報道された段階で私のほうが翌日にですけれども、大刀洗中学校の校長のほうにですけれども、この閉校する方針が出ましたよということは伝えました。その段階で学校長のほうではもう既に中学校3年生の、今の3年生に対するある程度の受験の方針等、意外と把握してあったようございまして、その段階で三井中央高校の受験生はいないという報告を受けましたので、その報道以前から受験者はいなかったというふうに把握したものでございます。

ですので今後ですけれども、久留米市の中でですけれども検討委員会、そして学校の中での検討委員会、それぞれを設けての協議を進めてまいりますので、それを今後とも継続して見守っていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ちょっと、あり方委員会の構成メンバーの関係でのことでの質疑だったかと思えますけども。（「少々お待ちください」と呼ぶ者あり）平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） まず、久留米市のほうの今後のあり方検討委員会というか協議される中身につきましては、久留米大学の理事長をはじめ久留米工業大学の教授、そして久留米市立の諏訪中学校の校長、そして、ありあけ国際学園の大学の学長、そして南筑高校、久留米商業高校、三井中央高校のそれぞれの同窓会の会長、PTA会長で組織されたもので今後協議がなされていくようになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 今、子ども課長が申しましたように、それは学長やらのそういう人たちばかりで本当にたい、中学校の校長先生なり、やはり教育長か大体の学校に携わっておる、学校のやっぱ中学校の校長先生の代表が、やはり今後のうちの在學生はたい、こういうことでしておりますよというふうなやはり一番内容を知ったものの代表がなっとらん。そこについてはちょっと私は無理をしとるち思うの、学生らは分からんて、財産がなかならよかですよ、はいはいちゅうてばってんの、それは検討えらいされたと思うんですよ、本当にされたかどうか、考える中においては。

やはり各中学校の校長先生なり、本当に分かった人たちが進学のことについて検討して、当然具体的にはっきりもう言うなら、努めますというばってんの、この中の努めますの中において、方針を今後検討を進められますというなら、どういうふうに検討するのか具体的なことを書かんにゃの、ここで我々は賛否を取られんわけじゃん。

そういうことも私は含めて本当に今後、両高校で検討が進められますし、書きちやるばってん、進められるのは具体的な方法の、きちっとやはり卒業をした場合については南筑高校での、ちらっとそういうようなことについては卒業証書やらは南筑でしますよと、久商でしますよというのはやはり具体的なことまでのある程度分からんにゃの、我々議員がそれよかですよ、悪かですよちゅうことは、ちょっとどうだろうかというようなことでちょっと質問したところで、そこについてを再度確認したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 先ほど申しました南筑高校や久留米商業の中での検討委員会というか、それにつきましては検討の幹事会というのが設けられるようでございます。その幹事会の構成員につきましては、その学校の校長、教頭、主幹教諭で構成されているようでございます。

そして今現在の中学校3年生が卒業するまでは、しっかりと対応していくというふうに言われ

ております。

また、同窓会や卒業証書関係のことにつきましては、今後、久留米市の教育委員会のほうが中心となってやっていかれるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） この一部組合の解散の件なんですけども、やはり普通この一部組合の解散は、事務を引き継ぐ団体が存在し、財産は継承団体に無償譲渡されることが一般的とされているというふうに私聞き及んでおります。

本件のように解散に伴い事業が終了する例が見られないと、そのために高校が有する財産や負債の把握及び鑑定評価がまだできていないというふうに聞いております。

先ほども黒木議員が言われたように我々統廃合というふうに聞いておりましたので、本当に三井中央、筑後地区唯一の公立の女子校なんですよね。特色化選抜入試を積極的に取り入れて受験もしやすい制度を盛り込んでいる、そして総合学科として自分に合った学習が選択できるというような、本当に生徒に寄り添ったすごい特色を持った、いい高校が地元にならなかつたというふうに私は認識しております。

そのような中で、実際、南筑高校と久留米商業が三井中央高校の教育内容の特色を継承していくというような説明があつてはいますけども、そもそも三井中央高校に入試をされる方と南筑、久留米商業に入試をされる方、偏差値が違うと思うんですよ。そういったところは久留米商業、南筑に、三井中央に行きたい、行きたかつたけどもう行けなくなつたときに、南筑、久留米商業にそういった生徒たちが行けるような、何かクラスとか配慮とか、そういったのは具体的に何かこう、あり方検討委員会とか何かそんなので具体的にちょっと方向性は見えてるんですかね。まずちょっと聞かせてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 先ほどの黒木議員の質問の分と重複するのかと思っております。南筑高校や久留米商業の中に三井中央高校の専門的な部分の学級というかクラスを設けるべきではなからかという御質問かというふうに思っております。

その部分につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますけども、それにつきましては先ほど言いましたとおり各学校等の検討会議、検討幹事会ですかね、そちらのほうで協議されていくものと思っておりますので。昨年度から4回行われました、あり方検討委員会の中では、その部分については触れられていないというふうに私としては捉えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） この間の委員会でもちょっと質問させてもらったんですけども、平成30年より財政調整基金を毎年3,000万ほど取り崩し、基金が令和6年には枯渇するということであれば、令和6年度から令和8年3月31日で閉校すると言っていますけども、その間は町の持ち出し金が、負担金が増えるという解釈なんですけども、今現在町が負担している金額と財政調整基金が枯渇してからの令和6年から令和8年までの負担金でどのくらい違うんですかね。ちょっと改めてお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） まず現在ですけども、大刀洗町につきましては基本的には生徒数に基づきまして負担金をお支払いしておりますけども、今現在約170万程度を負担金としてお支払いしております。仮にですけども約3,000万の基金を取り崩しておりますので、その分の補填する場合につきましては、仮でございまして、久留米市、小郡市、朝倉市、大刀洗町の3市1町で負担案文していくような感じ大刀洗町としては持ち出しが約370万円になるかというふうに思っております。

ですけども、まだ基金が令和6年度をもって枯渇するおそれがあるというところがございますけども、閉校の令和8年3月末日までその部分についてどうするかという分につきましては、各市町に対して負担金をどうするかという分については、まだこちらのほうに対しましては方針というか、そういうものは私たちのほうには届いておりませんので、現在この場で答弁することはできませんので御了解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということは、当町だけで考えれば、今170万、生徒数もいますけども、生徒数によっても変わると思うんですけども、170万負担金を出して、我が町から三井中央高校に行けるという体制が整っているじゃないですか。それが令和6年に財調が、基金がなくなっても370万円負担すれば、我が町からまだ三井中央に行ける体制はとれるというふうに考えられるんですよね、当町だけにとってみればですね。

そうすると、この一部事務組合の事業を引き継ぐ団体とか、財産、そういったものをきちんと方向性を定めていく時間、また南筑高校、久留米商業に三井中央高校の生徒をどういうふうにして受け入れてくれるような特色をつくってくれる具体的な方向性が見られるまでの時間とか、もうちょっと時間をかけて、きちんと方向性を出してから解散の議決議案を出してもいいような気がするんですけども、なぜこの時期に、それも令和8年3月31日に閉校を、もうしなくちゃいけないと、これが令和10年でも11年でもいいんじゃないかなというふうに私は感じるんですけども、なぜその令和8年の3月31日に、もう解散しなくてはいけない、閉校するんだって決

めたのかというのを、ちょっと教えていただけますか。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） まず、昨年度から行われました在り方検討委員会のほうにおきましては、委員長総括の中でですけども、この件につきましては早急に、もうこれ以上先送りすることなく抜本的な見直しを図るべきであるというふうに、委員長の総括の中で意見が述べられております。今回の12月議会の追加議案という形で上程させていただいておりますけども、間もなく、多分1月ぐらいから願書の受付が始まるかと思っております。ですので、早急ですけども、この今後の高校がどうなるかという方針を、きちっと議会のほうで決定していただいて、それに基づいた上での御理解していただいた上で、三井中央高等学校を受験する、しない、その辺りの判断は、生徒さんたちに、生徒や保護者の方たちに御理解していただいた上での、するべきという形で今回のようになっておるものでございます。

また、以前、首長会議等が、なかなか議会等の日程等でごさいますして、なかなか時間がとれませんでしたので、12月の頭でごさいますけども、書面による首長会議のほうが行われまして、書面で今回の議会の中で上程しようということが申合せが行われていますので今回という形になったものでございます。それで、項目はそれだけだったですかね、すいません、ちょっと。

（「いいですよ」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 私も、三井中央高等学校の一部事務組合の組合議員ですけども、当初は統廃合という形でずっと聞いていたんですよ。それが、いつしか、もう廃校という言葉に変わってですね。統廃合と廃校で全然違うんですよ。統廃合であれば、本当に久留米商業とか南筑高校に三井中央を必要とする生徒が、三井中央がなくなっても行ける場所があると、受け皿があるということだったので、私たちは、まあそれも致し方ないなって当初は思っていたんですけども、廃校となると、三井中央を必要だった生徒たちの受け皿が、もう全くなくなるわけなんですよ。

その原因が、聞いてみますと、こう中身を見てみますと、結局、令和6年には、もう財政調整基金がなくなるから学校運営がもうできなくなる、お金の面で学校運営ができなくなるというような説明にしか聞こえないんですよ。やはり教育の現場にお金の問題を持ってきては、私はいけないと思うんですよ。だから、黒木議員も言われるように、やはりこの三井中央高等学校を必要とされている児童たちの、やはり受け皿、そういったのを、もう少しきちんと具体化した方向性が見えてから、こういう議案は提出されてもおかしくはないんじゃないかなって私は思っているんですけども、これについてどうお考えかお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 先ほど議員おっしゃったとおり、まず最初は統廃合という形で進んでおりましたけども、統廃合というのは、3つありまして、A、B、Cが引つついて、それからDとかEという形に変わるのが、本来統廃合でしょうけども、今回はA、B、Cの中でCがなくなりますよ。ですから閉校ですよという形の表現が変わったというふうに聞き取りした次第でございます。

また、その中では、学級数をどうすべきかというふうに見直しが言われておりましたけども、南筑高校、久留米商業の中でもクラスを減らして、その分を三井中央高校に増やしてはどうだろうかというような御意見もあったようでございますけども、御承知のとおり、三井中央高校につきましては、もう今でさえ定員を割っているのに、さらにクラスを増やしたことで、極端な言い方では、どうなるものではないという、多分なかなか定員を満杯にすることは難しいんじゃないだろうかというふうに言われておりましたので、そこで、もう今回につきましては、3つの学校でのクラスの数は変えませんが、ただしかし、それに基づいても、南筑高校と久留米商業の2本立てでいこうというふうな方針は決まったように聞いております。

また、今までの三井中央高等学校を受験されていた、入学されていたお子さんたちの受け皿というか、その部分につきましては、この近辺には、多分この第8学区ですかね、これは、その分については、この大刀洗からすると近いところには多分ないというふうに思っておりますけれども、まだ県内の学校、私立等も含めまして、そういう学校は幾つかあるのではなかろうかと思っておりますので、その分等につきましては、恐らく今後、久留米市等のほうから、そういう学校がこういうところがありますよなり提示されるのではなかろうかとふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 私立の高校に、三井中央と同じような特色を持った学校があるんじゃないかとかですね、久留米市のほうからそういったのは今後していけますよとか、人ごとじゃないんですよ、我が町からも三井中央を必要とする児童がいますので、生徒たちがですね。

で、この一部事務組合の事務を引き継いでくれる団体とか、そういったのを探した経緯とか、どのぐらいの期間、探されたんですかね。もっとこう期間を置いて探して、もし見つければ、それからでも私は解散議案を提出してもいいと思うんですけども、どれぐらいの期間、もし三井中央高校の一部事務組合の事務を引き継いでくれる団体がいないか、どのぐらいの期間を探されたとか分かりますかね。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） お答えいたします。私のほうで、三井中央高が、もし閉校になった後の、その施設を利用して新しい学校等をつくっての受け皿の検討をされたかという御質問かと思えますけれども、私のほうでは、そういう検討がされたかどうかについてのほうは、私のほうでは聞いておりませんので、恐らくでございますけれども、今回の在り方検討委員会をまず中心に、統廃合、そして閉校に向けての、そちらのほうでの協議が進められていったというふうに思っておりますので、閉校後の受け皿の分についての協議はなされていないのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず、この公立高校を廃止するという議案が最終日に追加で出てくると、即日採決してほしいと。その理由は、これ以上、先延ばししてもよくないし現場も混乱するから早くやってほしい。しかし何で、今この最終日に突然上程されたかと聞くと、市長側の協議の時間がとれなかったから。とれなかったから突然やってきて、大事だから今日採決してほしい。おっしゃっていることが、議会からするとですよ、こんな大事なものを出してくるのに市長の都合で時間がかかって、今日採決してくれという、滅茶苦茶だと思うんですけど、どうお考えですか。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今回、追加で上程させていただき、時間的に大変短い時間での御協議という形で、その件につきましては、おわび申し上げます。

ただし、先ほど申しましたとおり、1月の願書受付等を控えておりますので、今回の中で、今議会の中で御承認というか、議決、もとい、採決していただいて、採決の中で方針をきちっと決めた上での受験生への対応が必要かというふうに思っておりますので、まず、その子供たちのことを考えますと、今議会がリミットではなかろうかというふうに思っておりますので、今回の議会のほうで追加上程させていただいた次第でございます。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ですから、子供たちのための段取りができてないわけでしょう、行政側が。行政側が段取りができてなかったのが、今日いきなり提案になって我々に議決しろと言う。我々の審議権を妨害するようなことを、今行政がやってらっしゃるということが、だから行政側のその段取りが悪くて、今頃出しているのに、さあ子供たちのためだから今日議決してくれという、こんな滅茶苦茶な話はないですよ。私も長いこと議員やっておりますけど。ちょっとこんなのを今出してくるというのは、ちょっとびっくりしました。

それから、中身に移りますが、これが、そもそもの廃止の根拠となっている久留米市高校の在

り方検討委員会の開催等があります。これ4回やっぺらっぺらいます。これは、つまり久留米市高校の在り方検討委員会でありまうから、久留米市が市立高校とこの組合立、3つを持っていて、これをどうするかという議論をなさっているわけですよ。だから、これは3市1町の利益を代表する検討委員会じゃなくて、久留米市の利益としてどうなのかということを検討した委員会であって、事によれば我々大刀洗町住民と利益が相反する結論が出る可能性がありますよね。

実際、その報告書を見ても、全体的に久留米市の財政の点から、これも検討していらっぺらって、教育がどうなのかという部分が非常に後ろのほうに後退しているように見えます。そういう点では、今回のこの根拠となるもの自体が、一部の市の利益の立場から議論されたものであって、この3市1町の全体の利益とはなり得ないものだと思っておりますが、大刀洗町の見解、いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、この話を最初に私がお聞きしたのが、多分昨年夏ぐらいたったと思います。前組合長の前久留米市長の大久保市長のほうから、三井中央高校については、これまでも生徒確保の努力を、ずっと、本当に高校のほうに、校長先生はじめ、いろんな努力をしていただいて、そういう中で特色のある高校運営を続けてきて、若干ずつですけれども増えていたのが、昨年やっぺら入学者が落ちたと。それを踏まえて、大久保市長が、このまま同じような運営をしていけば、結論を先送りにするだけであって、財政上の問題もあります。教職員の人材育成の課題、いろいろありますけれども、それを、校舎の老朽化とかいろいろあるんですが、先送りするだけで抜本的な解決にならないので、首長会議の中で、この久留米市のほうで在り方を検討する会議を開くので、それを理解いただけないかというふうなお話がありました。

その際に、どうしても三井中央高校の在り方検討委員会になると、どうしても、じゃあその三井中央高校をどうするんだ、あるいは閉校するのか存続するのか、存続するならどういうやり方があるのかというだけの議論になるので、久留米市のほうには市立高校が2つございますので、南筑高校、久留米商業を含めたところで3校の在り方を検討する中で、当初はその三井中央の廃校だけではなくて再編統合も含めて、いろんな選択肢も含めて検討する場を持ちたいんだというふうなお話がありました。

私どもも最初にそのお話を聞いたときに、三井中央高校のことで根本的な話をしたいという話があったときに、教育委員会を通じて、中学校の校長さんのほうにも御意見を伺って、やっぺら大刀洗町にとっては最も近い高校でもありますし、不登校の生徒の受け皿にもなっている高校でございます。なので、できればそれは存続する方向で考えてもらえないのかというのは、当然お伝えしましたけれども、そういう状況なので、もう先送りはできないから、その在り方検討委員

会を設置して、そこで検討することについて了承してくれというふうな話がございます、首長間の中では、もうそれはやむなしということで、また組合議会の方にも、その旨を図って、この3校の在り方検討委員会が開催されてきたところでございます。

その中で、三井中央の高校の関係者の中からは、先ほど来、御指摘があつているように三井中央だけ廃止するのではなくて、じゃあ久留米商業と南筑高校のクラスを1個ずつ減らして、三井中央をクラスを4クラスにしてすれば、交付税も減らないし、やっていけるんじゃないかというふうな議論も、在り方検討委員会の中でしていただいておりますけれども、どうしても、他の2校については定員割れもしてなくて、きちんと集まっている中で、三井中央のほうは、なかなか定員割れの状況がどうしても続いていると。そういう中で、いろんな検討がされた中で、その最終報告の中でも、できる限り早く方針が決定されることを望むんだというふうな答申があつております。

大刀洗町の立場としてみれば、先ほど来、申し上げておりますとおり、最も近い高校でもありますし、そこは残していただけないかというふうな気持ちは私自身も持っておりますけれども、施設所在地の久留米市、あるいは一部事務組合を構成する小郡市、朝倉市も、やむなしというふうな判断をされております。大刀洗町だけで三井中央高校を経営できるんだったら、大刀洗町が三井中央高校をもらい受けて、経営できるだけの財政力、あるいは教職員の確保、人材上の問題とか解決するだけの能力なり覚悟があれば、それは私もぜひ残してほしいというふうに、首長会議でも申し上げたと思っておりますけれども、そのような状況でございますので、なかなか今回、私としては断腸の思いですけれども、久留米市の方針にやむを得ないというふうに判断をさせていただいたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） その中で、当然、今日議決するのであれば、統廃合、統廃合というか、廃止とその市立2校の今後の引き継ぎも含めた議決、我々が意思決定できるに足るだけの情報が、ここに上がってないといけないと思うんです。他議員もおっしゃっておりますように、今後、三井中央高校の教育、特色を両校に継承発展させるって書いてある。何を継承発展させるのかと言っても分からない。継承発展するのも分からない。クラス数は維持すると。三井中央の学科がどうなるかも分からないということで、これで、すみませんけど、ちょっと判断しようがないというか、議決に足るやっぱり資料が、私はこれはそろってないというふうにしか思えないので、当局側は都合のいいときだけ「生徒に迷惑がかからないように」、「生徒のために」と言っているけども、報告書を見ていたら、久留米市の財政問題が前面に押し出してきて、子供たちのことが本当に後ろの方に追いやられておる、もう本当に久留米市の財政ありきという報告書になっております。

こういったものを見たとき、この議決というものが、未来永劫存続させるなんてことはない、させなさいなんて言うことは私も言えませんが、この時点でこの資料を見て判断するというのは、ちょっと無理ですよ。

それから、大刀洗としても、当然その保護者とか住民の方なりに、公聴活動なりということもやっぱり行っていくべきだと思うんですよ。これ久留米市はこう言っているけれども。それに対して時間がやはり足りないということをおし上げておきたいと思います。

確認はしたいんですけど、その2クラス、私立の2校がクラスが増えたりとか、新しい学科が設立したりとか、そういうことについてのお約束とか決定事項はないわけですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 南筑や久留米商業等のクラスが今後どうなるかということかと思えますけれども、その件については、私もこれはちょっと、どうなるか、ちょっとその件については、あくまでも久留米市立高校の部分でございますので、私のほうからちょっと答弁はできませんので、控えさせていただきます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最後にします。特色というのがあれば、三井中央高校をどう、三井中央高校の特徴がどうであって、特色を今後、三井中央高校として独自の特色をどう広げていくかというようなことが、もっと議論されていいと思うんです。

逆に言えば、組合立で3市1町で構成している、極めて特殊な形で運営を行っている、そしてまた受験日も独自の日を設定している。いろんな、例えば他の学校になじまないような子も受け入れることができるということが、例えば、都市部であれば、そういう学校もありますが、筑後の中で、こういった三井中央高校はそういう特色ある高校として、今後、継承発展させるという見当もあると思うんです。ですから、そういったものも含めて、性急に廃止ではなくて、今後の、きちんと議決の判断ができるだけの資料を、以後示していただきたいということを強く申し上げまして、質問は、質疑は終わります。答弁は要りません。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） この三井中央高校の閉校のことは、教育長も知っていたと、もちろん思うんですけど、この児童生徒のための高校の在り方検討委員会、これ最終第4回、要するに4回しかしていないんですよ。4回目が令和4年6月17日なんですけども、これいつから始まってどれぐらいの期間をかけて在り方検討委員会を練ってこられたんですかね、今まで。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 資料に基づきますから、令和3年の11月29日に1回目が開催されま

して、令和4年、2回目が令和4年の3月22日、3回目が令和4年の5月の9日、そして最終が、先ほど言われたような日というふうに資料には載っております。私もそれで理解しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） まあ、時系列を追っかけていくと約半年ですね、半年の間に4回。これで生徒のために、この三井中央高校の在り方の検討委員会を、もう打ち切ったと。どう思われますか。検討する期間は、これで十分だったと思われますか。もっと期間をかけて回数を重ねて、しっかり生徒児童たち、三井中央高校を必要とする生徒たちの受け皿の今後の在り方というのを、もっと検討すべきだったとは思われませんか。よかったら答弁をお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） まず、私の認識ですけれども、それが短かったがどうかということについては、御意見として久留米市に強く要望しておきたいというふうに思っているところです。致し方ない判断ということで、それこそ組合議会とか、それから組合の教育委員会等をされながら、今日このような説明をされた上で提案されているというふうに理解はしているところでございますので、以上で答弁を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） こういった一部事務組合の高校の閉校は、多分全国たくさん例があると思います。そういった中で、本当にほかの高校はどのぐらいの期間をかけて閉校に至ったのかとか、やっぱりよそはどのぐらい期間をかけて児童たちのこと、生徒たちのことを考えて、この結果に至ったのかとかという、その比べ方も私は必要じゃないかなって思っているんですけども。答弁は要りません。私はそう思っております。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時48分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

再質疑に入る前に、先ほど休憩前の質疑の中で一部答弁の件で、再度発言が求められておりますので、許可をします。平田子ども課長、お願いします。

○子ども課長（平田 栄一） 先ほど高橋議員の質問の方で、学級数がどうなるかという形での御質問があったと思います。私は変わらないというふうに答弁いたしましたけども、その分につきましては今現在での南筑高校、久留米商業の学級数については変わらないとして発言したつもり

でございました。トータル3校全体でいきますと、三井中央高校の分だけが減るという考えになりますので、でしたので、ちょっと私の捉え方がちょっと誤ってたかと思います。高橋議員と私の答弁と噛み合ってたかと思いましたが、南筑高校、久留米商業の学級数につきましては、変わらないというふうな趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。それでは、これから質疑を行います。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） あと、この一部事務組合の解散ということについては、一部組合では方向性は、令和8年3月31日に解散するというような方向性は固まっているようですので、そこはもう先延ばしにしても仕方ないかなと思っているんですけども、教育長、大刀洗町からも、本当、三井中央高校を必要とする生徒がこれからも現れると思います。その時に、三井中央がなくなった時に、三井中央の特色を生かして受皿となってくれるような、南筑とか、久留米商業とか、また私立の高校とか、そういったところに大刀洗町の教育委員からとして、しっかり働きかけを強く行っていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 一般質問での含めての繰り返しというふうになると思っておりますけれども、私自身としても三井中央高校の閉校については、非常に残念だというふうに思っているところです。しかし、先ほどから出ていますように、今、いわゆる財政状況とか少子化の状況とか、そういったものも含めながら総合的に考えると、どうしても致し方ないのかなというふうに思っているところです。

今、議員がおっしゃったように、これまで培われてきた三井中央高校、この歴史とかそれから教育内容、ICTとか含めていろいろ取り組まれてきましたし、そしてこの地区に子供たちがやっぱり求めて三井中央高校に通っているわけですから、そういった部分も含めた強く要望は、久留米市も含めて、あるいは県教委も含めて、要望していきたいというふうに思っていますので。

以上で、答弁終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は反対の立場から討論を行います。

まず、このような重大な議案が行政側の都合により最終日に追加議案として上程されるという

こと自体が、まず不適切な事態であると思います。議会の審議権を否定とも問われかねない、極めて重大な問題だろうと思っております。

また、この根拠となる久留米市の高校のあり方検討委員会というものも、もっぱら久留米市の財政上の問題によって議論されているもので、大刀洗町の利益とも多くの点によって利益相反する点があるのではないかと考えています。

久留米市の財政問題というのは、このような組合立高校によってなされたものではなく、もっと別の巨大な施設の建設であるとか、巨大な焼却場の建設など、そういった大型公共事業による財政問題というものが大きいものであって、これがこうした子供たちの公立高校の廃止と結びつけられるということは、甚だ侵害であると思います。

反対の理由をいくつか述べます。

第1に、唐突すぎるということであります。廃止決定のプロセスが不透明であるということです。生徒のことや8年度以降のことなど、本来議論すべき課題が十分議論されておらず、議決は時期尚早だと考えます。議員の立場としては、あまりにも性急すぎて、認め難いものであります。

第2に、提案に至る資料を拝見いたしました。久留米市における財政議論ばかりが先行し、教育が議論になっていないのではないかと考えます。当事者である、子どもや保護者の視点が欠けているのではないのでしょうか。

第3に、市立の2校に継承すると言いますが、何を継承するのが全く決まっておられません。定員は変わらず、入試のレベルも違います。校風をどう継承するか、判断材料がありません。残念な資料となっています。

第4に、組合立高校として、他の高校と違う独自の運営が可能ではないのでしょうか。他の高校になじまない生徒の受皿等として、4自治体に限らず、筑後の拠点校とすることも可能ではないのでしょうか。組合立の強みを生かした、特色ある高校運営ということは可能であると思います。

5点目に、廃校後の施設運営について、民間や学校法人への譲渡等も考えられますが、検討状況が見えてまいりません。

以上の点から、今回の議決には反対するものであります。閉校を検討するにしても、さらに必要最低限の議論や方向性を詰めてから再上程していただきたいと、以上の点から反対いたします。

議員各位の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほか、討論ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。先ほど全協の方でもちょっと申し上げましたけれども、私は組合議会の議員でもあります。その中でこの問題は、町長が先ほど答弁なさいましたけれども、私の先輩議員である松熊議員あたりともいろいろ議論させていただいたんですけど、もう随分前から話としては、議題としてはあったんだと。なかなかこういう問題は

出せない、一旦出してしまえば混乱を引き起こすだけだということも言われました。高橋議員も組合議員で、組合の中での議会では本当にけんけんがくがくの議論をやってまいりました。

今、平山議員が4つぐらいの視点でおっしゃいました。財政の問題ですとか、非常に性急すぎるんじゃないとか、プロセスが不透明とかおっしゃいましたけど、私はだらだらと長い期間をかけて議論するのもあるのかも分かりませんが、こういう微妙な問題というのはやっぱりきちとした方針を持って、それを議論していくというプロセスが非常に大事ななと思っております。

したがって、一旦その首長さんたちがいろいろ議論して方針を出された。その方針は、きちっと出された後に、全協でも説明を受けましたし、久留米市がそれを代表して記者会見をやったということでございます。

であるならば、それにのっかって学校関係とかPTAとか、特にOBの方ももちろんそうですけど、いろんなところできちっと説明をしております。私も卒業生の方から、なぜというような質問は受けました。それはちゃんと説明会等が開催されるから出てくださいねと、そこでいっぱい言ってくださいというようなことも申し上げてたつもりです。

それと、あまりにも唐突すぎるかなと思いましたが、あえて私、一般質問でそれまでのプロセス等も含めて質問をさせていただいたつもりでおります。

したがって、先ほど非常にプロセスが不透明ということをおっしゃいましたけれども、やっぱり確かに秘密会ということで、そういう感があるかも知れませんが、それは私の質問とか、先ほどから町長、教育長が説明するようなことは、別にもう発表できる時期で、適切に発表されたんだろうというふうに思いますし、久留米市の財政状況がどうか、あるいはその何ですか、教育にお金がどうかというのもその組合議会の中でもいろいろ議論されたんですけども、やっぱりその議論ばかりしてその結論を先延ばしにするというのは適当じゃないというふうに考えたので、最終的には12月議会に提出をして、そこで議決をいただきたいということを説明があったのを受けて、今日に至ってます。

ですから、まだ令和8年の3月ですか、それまでは議決をしても解散……。

○議長（安丸眞一郎） ちょっと待ってください。

それでは、続けてください。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 失礼しました。令和8年の3月までまだ時間はあります。ですから、いろんなそのどうするのか、今後の対応をどうするのかというのは、先ほど教育長の方針も伺いましたし、ぜひとも町長にも頑張ってください、いろんな課題がまだ積み残しだという部分があります。そういうことをしっかりと取り組んでいただいて、そういうのを取り組んでいただくということを約束いただいて、私は賛成の立場として皆さん方のあの賛同を得たいということで、

討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第50号久留米市外三市町高等学校組合の解散についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立7名]

○議長（安丸眞一郎） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第12. 閉会中の継続審査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会
広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第23回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時02分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月16日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 隠塚 春子

署名議員 平田 康雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月16日

議 長

署名議員

署名議員